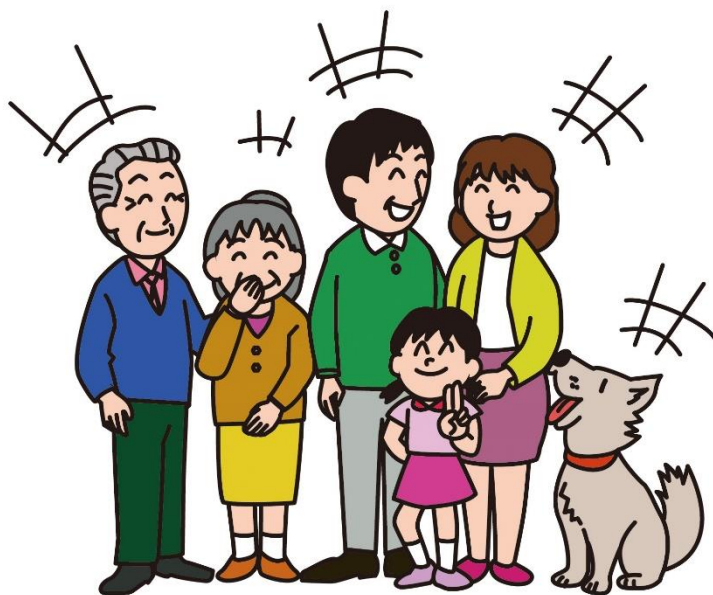


松本市受動喫煙防止対策 ガイドライン



令和元年7月発行
令和5年8月改正



松本市



<目 次>

I	ガイドラインの基本的な考え方	1
1	基本的な考え方	
2	用語の定義	
II	受動喫煙防止対策の必要性	2
1	喫煙の基礎知識	
2	甘く見ていませんか？受動喫煙の害	
3	たばこの煙はどのくらい拡散する？	
4	加熱式たばこについて	
III	松本市公共施設における受動喫煙防止対策	4
1	対象施設	
2	基本方針	
3	受動喫煙防止対策の際の注意事項	
4	ガイドラインの進め方	
IV	受動喫煙を防止するための具体的な取組み	9
1	受動喫煙を防ぐための新しい喫煙のルール	
2	子どもや妊産婦、病気の方など特に影響を受ける方を受動喫煙から 守るために	
3	事業所等の受動喫煙防止対策	
4	受動喫煙防止区域について	
V	受動喫煙防止対策の推進	13
資料	松本市受動喫煙防止に関する条例	14

たばこと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～

I ガイドラインの基本的な考え方

1 基本的な考え方

いつまでも健康であり続けることは、市民の願いです。「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像に掲げ、「健康」を軸に様々な施策を展開している松本市としては、これまでも「たばこと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定し、受動喫煙防止対策に取り組んできました。一方、2020年東京オリンピックに合わせ全国的に受動喫煙防止対策の強化へ機運が高まる中、本市としても市民等の健康を守り、未来を担う子ども達に受動喫煙のないさわやかな美しいまちを残せるよう、一層の対策が必要となります。

このガイドラインは、受動喫煙により他人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう市、市民等及び事業者が、受動喫煙のないまちづくりを進めるための指標とするものです。

2 用語の定義

- (1) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (2) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。※加熱式たばこを含みます。
- (3) 公共の場所 学校、病院、官公庁、劇場、集会所等の施設及び道路、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所をいう。
- (4) 歩きたばこ 公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む。）に喫煙することをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 自転車等 自転車、原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (8) 施設管理者 対象施設を所管する施設の長
- (9) 受動喫煙防止区域 松本市受動喫煙防止に関する条例第8条第1項により定められた区域をいう。
- (10) 指定喫煙所 松本市受動喫煙防止に関する条例第8条第3項により定められた喫煙所をいう。

Ⅱ 受動喫煙防止対策の必要性

1 喫煙の基礎知識

たばこには約 4000 種類の化学物質が含まれ、血管を通して全身に運ばれます。この有害物質は本来運ばれるべき酸素や栄養を押しつけて、体のいたるところに健康被害を及ぼします。

(1) たばこを吸うと、体の中で何が起きるのでしょうか？

*発がん性物質で、がんが誘発されます

*血管の収縮や血流障害で、脳梗塞や心筋梗塞をおこしやすくなります

*ニコチンは依存性が高く、自分の意志ではたばこをやめにくくなります

《松本市死亡原因》

1 位 悪性新生物（がん）

部位別順位

1 位 大腸, 2 位 肺, 3 位 肝臓

2 位 心疾患

3 位 脳血管疾患

どれも喫煙と大きく関係しています…

(2) COPD（慢性閉そく性肺疾患）をご存知ですか

COPDとは、ニコチンやタールにより肺の組織が壊れてうまく呼吸ができなくなる病気です。長い間たばこを吸っているとかかる可能性が高い病気で、ひどくなると常に酸素吸入が必要になる場合もあります。この病気はすぐに死ぬことはありませんが、一度壊れた肺は元に戻らないため、死ぬまで苦しむことになります。

2 こんなに怖い！受動喫煙の害

人が、他者の喫煙によりたばこの煙にさらされることを「受動喫煙」と言います。

(1) 副流煙の方が実は有害！

喫煙者の吸う煙を「主流煙」といい、火のついたタバコの手先から出る煙を「副流煙」といいます。前述の通り、主流煙にはかなりの有害物質が含まれていますが、副流煙は燃焼温度が低くフィルターを通過しないため、化学物質の含有量が多く、健康被害も深刻です。

主流煙

副流煙



主流煙よりも

ニコチン 2.8倍

タール 3.4倍

一酸化炭素 4.7倍 含まれます！

(2) 受動喫煙による健康影響

受動喫煙とは、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」をいいます。

受動喫煙の影響は、目やのどの痛みや心拍数の増加、手足の冷えなどの不快な症状だけでなく、継続して吸わされることで、喫煙者と同じように脳卒中やぜんそくにかかりやすくなります。また、がんや心臓病などの危険性も増加します。

受動喫煙による年間死亡数

- 肺がん 2,484人
- 虚血性心疾患 4,459人
- 脳卒中 8,014人
- 乳幼児突然死症候群 73人

合計 約1万5千人

(厚生労働省検討会報告書 喫煙の健康影響に関する検討会編喫煙と健康、2016)

3 たばこの煙はどのくらい拡散する？

無風状態でたばこの煙と発がん性物質は、最低7m先まで届くという実験結果があります。受動喫煙をなくすには、無風状態で最低直径14m、風のある状況ではその2～3倍の広さの非喫煙者立ち入り禁止・喫煙可能域が必要です。

4 加熱式たばこについて

『加熱式たばこ』は、たばこ葉を加熱することにより発生した蒸気を吸い込むものです。煙は見えにくいですが、ニコチンやタールといった有害物質を含んでいます。

日本呼吸器学会の見解によると、加熱式タバコの受動喫煙による健康リスクについて、科学的根拠を得るにはかなりの時間を要するとしています。また、有意な健康リスクはないとの主張もあるがその根拠はないとも述べています。

このように確実に健康への影響がないといえないことから紙巻きたばこと同様に対応することが適当と考えます。

Ⅲ 松本市公共施設における受動喫煙防止対策

市は、健康増進法に基づき、市民等が望まない受動喫煙にさらされることのないよう、自治体の責務として本市の所管する施設における受動喫煙対策を進めます。

1 対象施設

市が所管する施設の内、多数の者が利用する施設

2 基本方針

- (1) 市が所管する対象施設は、原則「敷地内禁煙」とします。
- (2) 市が所管する対象施設の内、受動喫煙防止区域に指定する施設は別表１のとおりとします。
- (3) 市が所管する対象施設の内、次に掲げる項目に該当する施設は、指定喫煙所を設置することができる施設とし、別表２のとおりです。指定喫煙所を設置する施設については、環境整備等の理由から当面受動喫煙防止区域には指定しません。ただし、健康増進法に基づく受動喫煙を生じさせないための対策を講ずるものとします。
 - ア 観光などを目的とし、終日又は宿泊等長時間滞在する施設
 - イ 道の駅など、長時間運転の休憩等を主目的とする施設
 - ウ 興行による利用が多い施設
 - エ その他、市長が必要と認めた施設
- (4) 受動喫煙防止区域に指定しない施設について
別表３に掲げる施設については、受動喫煙防止区域に指定しないものとします。ただし、健康増進法に基づく受動喫煙が生じないための対策を講ずる必要があります。

3 受動喫煙防止対策の際の注意事項

- (1) 敷地内禁煙について
 - ア 建物を含む敷地内全域を禁煙とし、原則喫煙場所は設置しません。
 - イ 敷地内、建物内ともに禁煙である旨をポスター等で表示します。
- (2) 指定喫煙所について
 - ア 別表２に掲げた施設が指定喫煙所を設置する際には、７ページに掲載されている「屋外に喫煙所を設置する場合の設置基準等」に沿って場所を選定しなければいけません。

イ 指定喫煙所は、たばこの煙がたばこを吸わない者及び近隣住民に及ばないよう適切に設置及び管理しなければいけません。

ウ 指定喫煙所には、たばこを吸わない者が入らないようポスター等で表示しなければいけません。

(3) 施設の一部を事業者に貸している場合の対応について

受動喫煙防止区域に指定する施設の一部で、店舗など事業者がその事業を行うことを目的に賃貸している部分については、健康増進法に基づいて対応するものとします。

4 ガイドラインの進め方

- (1) 市施設の受動喫煙防止対策について市民等に広く周知啓発します。
- (2) 施設管理者は、敷地内における喫煙状況の確認を行い、必要に応じ指導します。
- (3) 受動喫煙防止区域及び指定喫煙所を明示します。
- (4) 職員対象に受動喫煙防止対策の必要性について研修を行います。

別表1 受動喫煙防止区域に指定する対象施設

大分類	小分類	主な施設
医療施設	病院・診療所	
学校教育施設	小・中学校	
保健福祉施設	幼稚園・保育園・児童関係施設	幼稚園・保育園・児童館等
	福祉施設	デイサービスセンター・社会就労センター・老人集いの家・保健センター・福祉ひろば等
行政施設	庁舎・支所・上下水道局	
	事務所・廃棄物処理施設・消防施設等	駅前会館・Mウィング・土木センター・エコトピア山田・給食センター・浄化センター・消防詰所等
生涯学習文化施設	公民館・図書館	公民館・図書館・体育館・集会施設等
	博物館・文化施設	博物館・資料館・美術館等
体育施設	体育館・屋内運動施設等	体育館・柔剣道場・屋内ゲートボール場・総合体育館等
観光レジャー施設	観光施設（食堂や日帰り入浴など利用時間が短い施設）	浅間温泉会館・ふれあい山辺館・竜島温泉施設・クラインガルテン*1等
屋外施設	公園・農村公園・体育関連施設・駐車場・駐輪場	公園・農村公園・運動広場・サッカー場・マレットゴルフ場・松本城大手門駐車場・セキスイハイム松本スタジアム等

その他	市街地の受動喫煙防止対策と併せて実施する施設	松本城周辺・松本駅お城口広場周辺
-----	------------------------	------------------

*1 ラウベを除く

別表2 指定喫煙所が設置できる施設

大分類	小分類	主な施設
生涯学習文化施設	文化施設等（興行による利用が多い施設）	芸術館・音楽文化ホール・浅間温泉文化センター・波田文化センター・総合体育館・野球場
観光レジャー施設	観光施設（宿泊施設*2・キャンプ場・スキー場等利用時間が長い施設）	梓水苑・美鈴湖もりの国・野麦峠スキー場等
	道の駅等休憩目的施設	今井農産物直売施設・風穴の里・アルプスの郷
その他	市街地の受動喫煙防止対策と併せて実施する施設等	松本城周辺・松本駅お城口広場周辺

*2 客室を除く

別表3 屋内公共施設の内、受動喫煙防止区域から除く施設

大分類	小分類	主な施設
産業振興施設	・工業団地等の施設利用者が構成された組合が管理している施設 ・地区の特定の団体が借りている施設	大久保工場公園団地管理会館・公設卸売市場・錦部農村共同作業施設・四賀地域資源利活用施設等
住宅の用に供する施設	市営住宅・住宅目的施設	市営住宅・奈川新規就農者技術習得管理施設等
その他	・松本市公共施設再配置計画第一次計画において、譲渡又は解体の方針である施設 ・日常人が立ち入らない施設	農業改善施設・最終処分場・農業集落排水施設・倉庫等

屋外に喫煙所を設置する場合の設置基準等

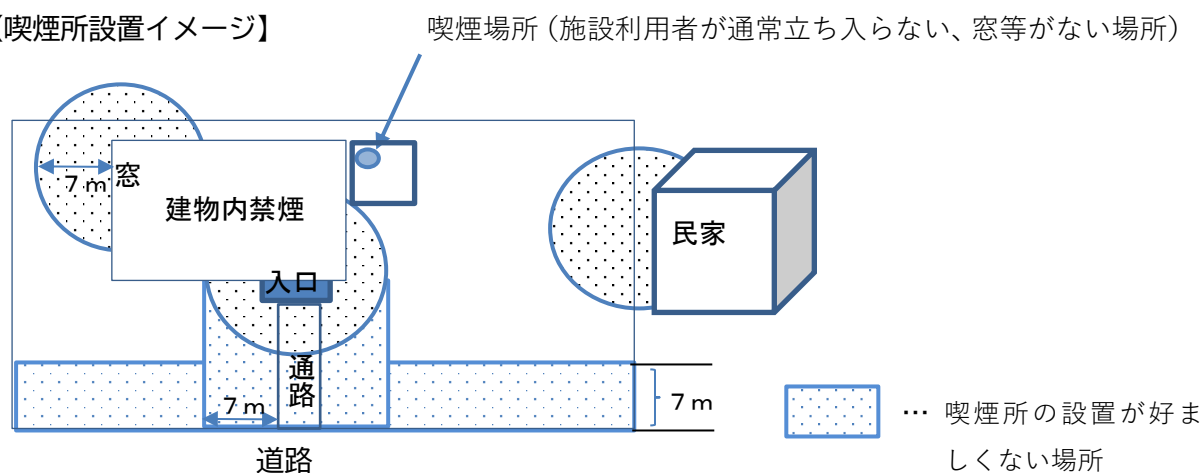
Ⅲ－３－(2)の規定により屋外に喫煙所等を設置する場合においては、下記の基準等に基づき適切に設置及び管理をするものとする。

1 設置位置

原則として、次の事項のいずれも満たす位置に設置等すること。ただし、敷地の都合上、下記の条件での設置が困難な場合は、コンテナ型で、周囲にたばこの煙が流出しないよう十分な排気設備を整備すること。

- (1) 建物出入口、窓、人の往来が多い通路、隣接する民家等から離れた場所であること。(7m以上が望ましい。※1)
- (2) 建物の構造や配置により、風向きが安定している場所では建物出入口等からみて風下側であること。

【喫煙所設置イメージ】



2 喫煙所等の表示

次の事項について喫煙所出入口又は喫煙場所付近に表示すること。

- (1) 喫煙可能区域であること。
- (2) 適切な使用方法に関すること。

3 指定喫煙所の施設構造

平成30年11月9日付健発 1109 第6号厚生労働局長通知「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」に記載されている具体例①又は②によるものとする。

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
 - ・ 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが

望ましい)

- ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20 センチメートル程度）があること

※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

※ 1 半径 7 m の根拠…条例などで屋外禁煙を規制する場合最低直径 1.4 m の非喫煙者通行禁止区域円が確保できる場合を除いて屋外に灰皿を設置すべきでないとする「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」による。

IV 受動喫煙を防止するための具体的な取組み

受動喫煙のない社会の第一歩として、市民の皆さんの喫煙マナーに対する意識改革が必要です。

1 受動喫煙を防ぐための新しい喫煙のルール

「周囲に人がいる時には吸わない」一歩進んだマナーが必要です。



○歩きタバコの禁止
(自転車等の走行中も含む)



○周囲に人がいるときに喫煙をしない配慮をする



○特に、周囲に子どもや妊産婦、病気の方がいる



○ポイ捨て禁止

2 子どもや妊産婦、病気の方など特に影響を受ける方を受動喫煙から守るために

(1) 喫煙場所に近づかない、子どもを近づけないようにしましょう



○喫煙できる飲食店等に入らない



○喫煙可能区域に子どもを近づけない



○家庭や車中で子どもや家族がいる時には吸わない

(2) お腹の赤ちゃんに受動喫煙を生じさせないようにしましょう

妊娠中のお母さんが吸うと、ニコチンが子宮などの血管を収縮させ、胎児も一酸化炭素によって酸欠状態になるため、**流産や低体重の出産等の危険性が高まります。**妊娠中に禁煙の苦勞をしないためにも、**最初から吸わないように**しましょう。



3 事業所等の受動喫煙防止対策

- (1) 健康増進法の一部改正に関する法律（以下、「改正法」という。）の主な改正点
多くの人が利用するすべての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

施設分類	病院・学校 薬局・児童福祉施設・ 行政機関等	オフィス・事業所 店舗・映画館・百貨店等	飲食店
必要な対策	敷地内禁煙	原則屋内禁煙	原則屋内禁煙
施行期日	2019年7月1日から	2020年4月1日から	2020年4月1日から
喫煙所の対応	屋内設置不可 屋外設置可（やむを得ない場合に限る。）	喫煙専用室、加熱式 たばこ専用喫煙室の 設置可	喫煙専用室、加熱式 たばこ専用喫煙室設 置可

- (2) 喫煙場所を設置する際の注意事項

ア 喫煙場所が分かるよう必要な掲示をする

屋外でも屋内でも施設に喫煙場所がある場合、非喫煙者が近づかないよう施設の出入口や喫煙場所に標識の掲示が義務付けられます。

イ 20歳未満は立ち入り禁止

20歳未満の方は、従業員も含め喫煙場所に立ち入らせることはできません。

ウ 必要な措置を講ずること

喫煙場所については、それぞれ技術的な整備が必要です。

- (3) 規模が小さい既存の飲食店に対する経過措置について

（既存特定飲食提供施設）

右記の条件に当てはまる飲食店については、当面の間、健康増進法に基づき、「屋内禁煙」とするか、店内を「喫煙可」とするか選択することができます。

既存特定飲食提供施設の条件

- ・ 2020年4月1日時点で営業している。
- ・ 資本金または出資の総額が5000万円以下
- ・ 客席面積が100㎡以下

「喫煙可」とした場合は、施設の出入口に喫煙できる旨の標識の掲示が義務付けられ、従業員を含め、20歳未満の方は立ち入ることはできなくなります。

(4) 各種喫煙室の条件について

改正法上では、喫煙場所は以下のように種別されています。設備条件等ありますので、健康増進法の改正に係る詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。喫煙専用室を設置する際の受動喫煙防止対策助成金などの情報もあります。



厚生労働省のホームページ
はこちらをご覧ください。↑

種別	喫煙専用室	加熱式たばこ喫煙専用室	喫煙可能室
喫煙できる種類	たばこ	加熱式たばこのみ	たばこ
飲食提供の可否	×	○	○
設置条件	施設の一部に設置可	施設の一部に設置可	施設の全部又は一部に設置可
設置できる施設	一般的な事業所	一般的な事業所（経過措置）	既存特定飲食提供施設に限定（経過措置）
備考			県知事へ届け出が必要

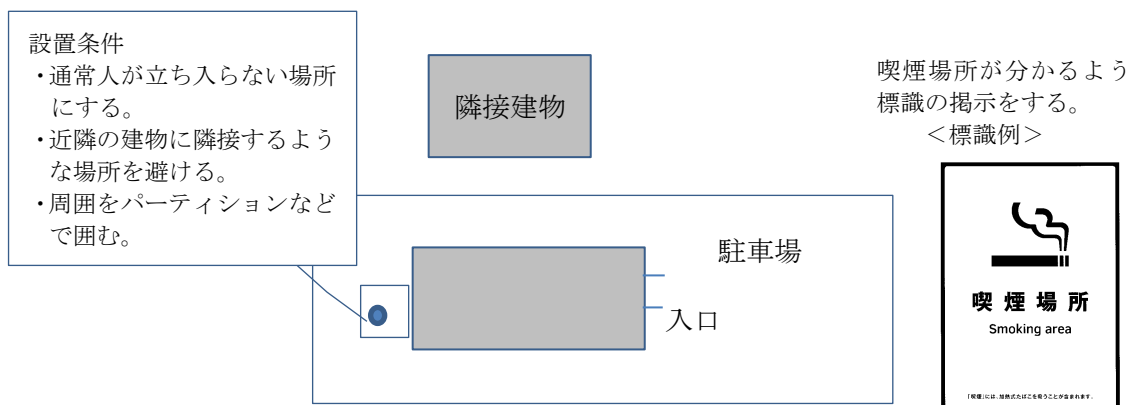
(5) 屋外においても受動喫煙が生じない配慮をしましょう

学校・病院等は敷地内禁煙ですが、施設の性質上全面禁煙が難しい場合には、受動喫煙が生じないよう通常人が立ち入らない屋外に喫煙専用場所（特定屋外喫煙場所）を置くことができます。

また、事業所等は原則として屋内禁煙ですが、屋外に喫煙スペースを設ける際にも受動喫煙が生じないよう、入り口や道路に隣接する場所に設置しない等の配慮が必要です。

それぞれ屋外に設置の際には以下の点に配慮して設置しましょう。また、それが困難な場合には、敷地内禁煙としましょう。

<設置条件>



(6) 従業員に対し、受動喫煙防止に関する意識啓発を

事業者は、受動喫煙を防止するために、従業員に対しても禁煙に向けた意識啓発をしていくことが大切です。松本市で実施している出前講座「いい街つくろうパートナーシップまつもと」等を活用いただき、喫煙や受動喫煙の害に関する理解を深め、積極的に受動喫煙防止対策に取り組むようにしましょう。

4 受動喫煙防止区域について

市は、松本市受動喫煙防止に関する条例に基づき、受動喫煙の防止を図るため、必要と思われる場所を受動喫煙防止区域に指定します。区域内は全面禁煙（ただし、指定喫煙所を除く。）となります。

(1) 区域を設定することが望ましい場所

- ・ 中心市街地
- ・ 特に子どもや病気の方等が多くいる施設の周辺（学校周囲や病院の周辺道路等）

(2) 指定喫煙所の必要性

受動喫煙防止区域に設定した際に、その周辺における喫煙が度々問題となります。このため、周辺又は区域内に指定喫煙所の確保が必要な場合があります。

ア 指定喫煙所の設備

指定喫煙所を設ける際には、煙が周囲に及ぼすことの無いよう、配慮された施設を整備します。

イ 喫煙所であることの明示

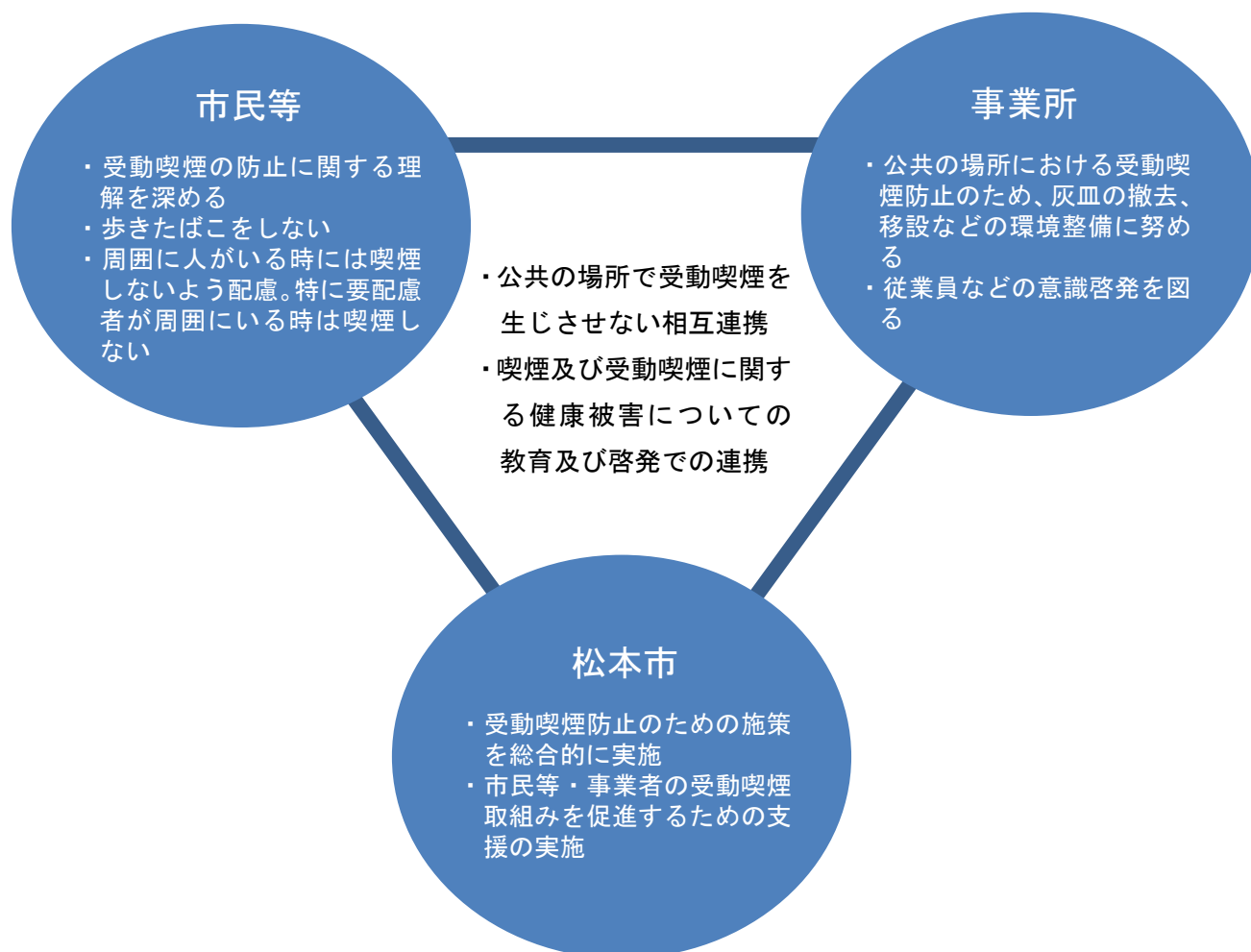
指定喫煙所であることを明示し、20歳未満の者が立ち入らないように周知します。

ウ 使用状況の検証

指定喫煙所の設置後は、使用状況を確認し、必要な規模や新たな設置場所の必要性等の検証を行います。

V 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙のないまちづくりを進めるため、市、市民等、事業者の連携の下、各種施策に取り組めます。



前文

いつまでも健康であり続けることは、市民の願いである。健康寿命を延伸するためには、受動喫煙が健康に及ぼす害について普及啓発活動に努めるとともに、受動喫煙を生じさせない環境整備を進めることが必要である。

「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像に掲げ、「健康」を軸に様々な施策を展開している松本市は、市、市民等及び事業者が協力し合い、未来を担う子どもたちに誇れる受動喫煙のない美しいまちづくりを推進することで、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における受動喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙に関する共通認識を広め、受動喫煙を防ぐ措置を講ずることにより、健康で快適な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 公共の場所 学校、病院、官公庁、劇場、集会所等の施設及び道路、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所をいう。
- (5) 歩きたばこ 公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む。）に喫煙することをいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (8) 自転車等 自転車、原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(基本理念)

第3条 受動喫煙の防止は、たばこの煙が生活習慣病等の疾病との因果関係が科学的にも明らかにされている中、受動喫煙により他人の健康に悪影響を及ぼすことを理解し、市、市民等

及び事業者による協力の下、推進されなければならない。

- 2 受動喫煙の防止は、健康被害を受けやすい子ども、妊産婦、病者その他受動喫煙に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）について、受動喫煙を生じさせないための施策が重要との認識の下、推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、受動喫煙を防止する施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民等及び事業者の受動喫煙防止に関する取組みを促進するために、必要な支援を行わなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、受動喫煙の防止に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、歩きたばこをしてはならない。
- 3 市民等は、公共の場所で喫煙する際には、受動喫煙による健康被害について配慮しなければならない。この場合において、要配慮者が周囲にいるときは喫煙してはならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、公共の場所における受動喫煙を防止するため、灰皿の撤去、移設等の受動喫煙を生じさせない環境整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、受動喫煙を防止するため、従業員その他事業活動にかかわる者の意識啓発を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（連携による取組み）

第7条 市、市民等及び事業者は、公共の場所において、受動喫煙が生じないように、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

- 2 市、市民等及び事業者は、健康増進のため、たばこの煙による健康被害についての教育及び啓発に連携して努めなければならない。

（受動喫煙の防止）

第8条 市長は、受動喫煙の防止を図るため、別に定める区域を受動喫煙防止区域として指定することができる。

- 2 市長は、受動喫煙防止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の市民等及び事業者の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、受動喫煙防止区域内又はその周辺において、受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた喫煙することができる場所（以下「指定喫煙所」という。）を指定することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により、受動喫煙防止区域又は指定喫煙所を指定したときは、その

旨を告示するものとする。

- 5 市長は、必要があると認めるときは、受動喫煙防止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前項の規定は、当該指定の解除及び区域の変更について準用する。

（受動喫煙防止区域内における喫煙の禁止）

第9条 市民等は、受動喫煙防止区域内において喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所で喫煙する場合においては、この限りでない。

（指導）

第10条 市長は、受動喫煙防止区域内で喫煙した者（指定喫煙所での喫煙を除く。）に対し、必要な指導をすることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 受動喫煙防止区域の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。